

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月15日提出
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 眞之
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目 6 番 2 1 号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【電話番号】	03-6432-7746
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	楽天・高配当株式・米国VYMファンド（四半期決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 1,000億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出しましたので2025年2月10日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

< 更新後 >

ファンドの特色

① 米国株式市場における高配当銘柄の動きに連動する投資成果を目指します

◆マザーファンド受益証券を通じて、FTSEハイディビデンド・イールド・インデックス(円換算ベース)(以下、「対象指数」といいます。)に連動する投資成果を目指します。

※「FTSEハイディビデンド・イールド・インデックス(円換算ベース)」とは、委託会社が「FTSEハイディビデンド・イールド・インデックス」に日々の為替レートを乗じて算出したものです。指数の詳細については、「FTSEハイディビデンド・イールド・インデックスとは?」をご参照ください。

② 対象指数に連動する上場投資信託証券(ETF)を主要投資対象とします

◆バンガードが運用する「バンガード®・米国高配当株式ETF」を実質的な主要投資対象とします。

◆ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、「楽天・米国高配当株式インデックス・マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」)とするファミリーファンド方式で運用します。

また、マザーファンドへの投資を通じて、上場投資信託証券(ETF)に投資します。



※投資対象ファンドについて、詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

③ 原則として、為替ヘッジは行いません

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

4 1月、4月、7月、10月の各15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います

分配方針

- 毎年1、4、7、10月の各15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

【収益分配のイメージ】



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

詳細は、後掲「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。

5 効率的な運用を行うために、投資信託財産で保有する有価証券の貸付取引を行う場合があります

- ◆ 有価証券の貸付取引を行った場合には、その品貸料の一部は投資信託財産の収益となります。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 外国為替予約取引を行うことができます。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

● 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

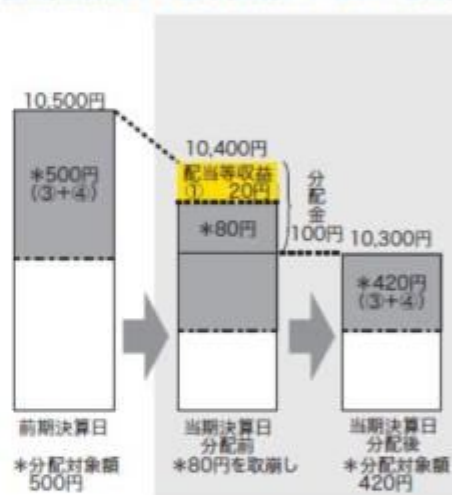
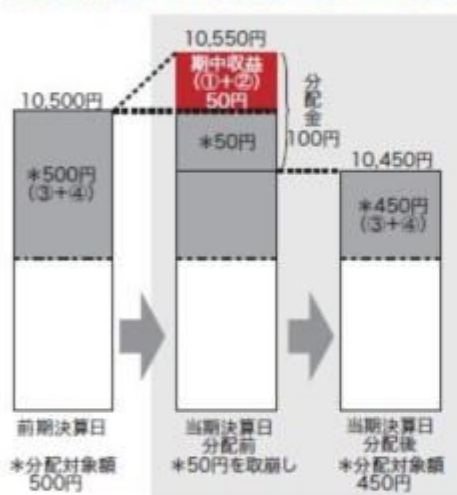


分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

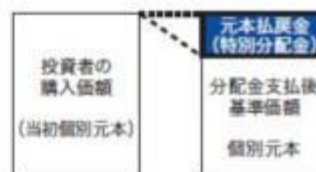
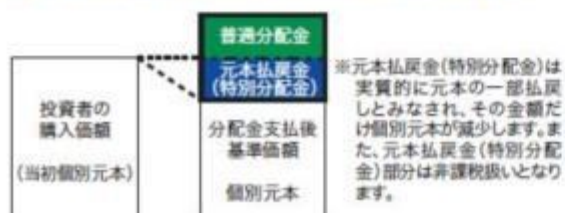
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

以下は、2025年7月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、投資対象とする上場投資信託証券(ETF)は以下の通りです。

ファンド名	運用会社	実質的な 主要投資対象	運用の基本方針	管理報酬等 (年)
バンガード®・ 米国高配当株式 ETF	ザ・バンガード・ グループ・インク	米国高配当株式	FTSEハイディビデンド・イールド・ インデックスに連動する投資成果を 目指す	0.06%

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

！ FTSEハイディビデンド・イールド・インデックスとは？

「FTSEハイディビデンド・イールド・インデックス」は、米国株式市場における高配当利回りの銘柄を対象とし、REITを除く銘柄で構成される時価総額加重平均型の株価指数です。

当ファンドは、FTSEインターナショナルリミテッド(以下「FTSE」といいます。)、ロンドン証券取引所(以下「LSEG」といいます。)(総称して、以下「ライセンス供与者」といいます。))のいずれによっても、支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。ライセンス供与者は、「FTSEハイディビデンド・イールド・インデックス」(以下、「本指数」といいます。))の使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本指数はFTSEによって編集および計算されます。ライセンス供与者は、本指数の誤りについて何人に対しても責任を負わず(過失の有無を問わず)、かつ本指数の誤りに関して通知する義務を負いません。FTSE®はLSEGの商標であり、FTSEがライセンスに基づき使用しています。

(3) 【ファンドの仕組み】

< 更新後 >

委託会社の概況（2025年7月末現在）

- 1) 資本金
150百万円
- 2) 沿革
2006年12月28日 「楽天投信株式会社」設立
2008年 1月31日 金融商品取引業者登録 [関東財務局長(金商)第1724号]
2009年 4月 1日 株式会社ポラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
楽天証券ホールディングス 株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	13,000株	100%

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

< 訂正前 >

投資対象とするマザーファンドの概要
< 楽天・米国高配当株式インデックス・マザーファンド >
(略)

（参考）マザーファンドが投資対象とする上場投資信託証券（投資対象ファンド）の概要
下記概要は、2024年11月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

（略）

<訂正後>

投資対象とするマザーファンドの概要
<楽天・米国高配当株式インデックス・マザーファンド>
（略）

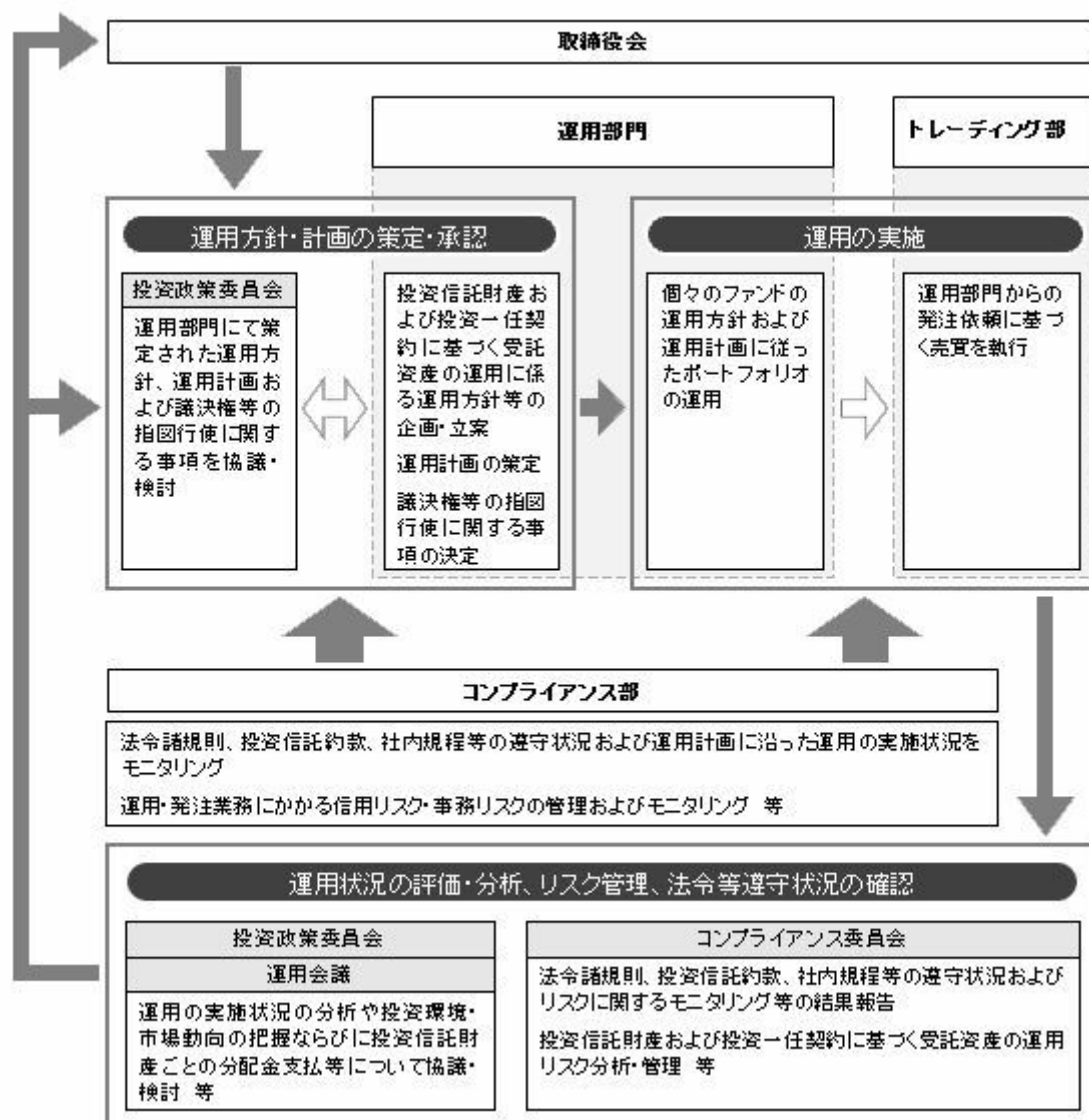
（参考）マザーファンドが投資対象とする上場投資信託証券（投資対象ファンド）の概要
下記概要は、2025年7月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

（略）

（３）【運用体制】

<更新後>

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
- ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政

策委員会に報告します。）

- ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
- ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

当社は、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

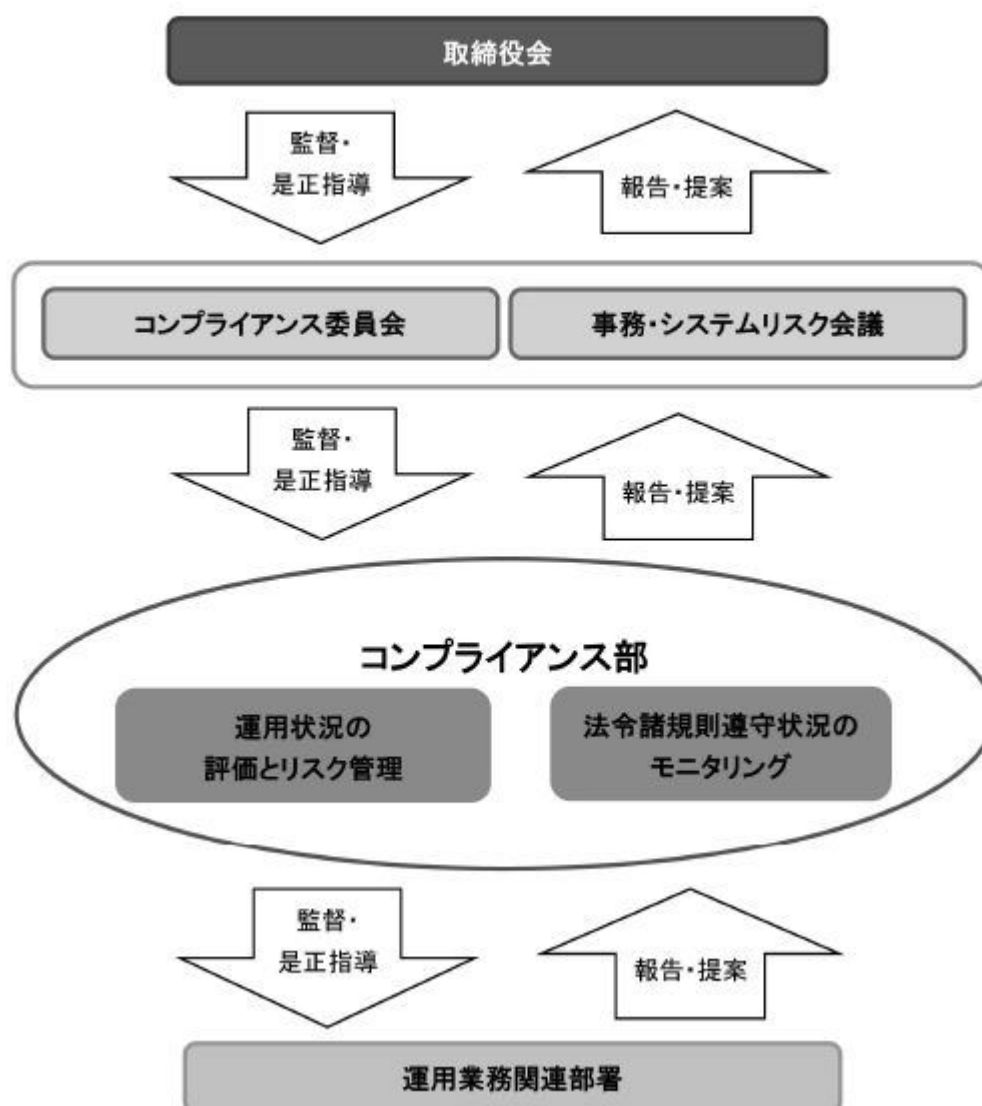
上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

< 更新後 >

(2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



* 全社的なリスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

取締役会は、コンプライアンス部による流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢の監督を行います。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

* 運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、流動性リスク管理に関する規程を定め、投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会はこれらの監督を行います。

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

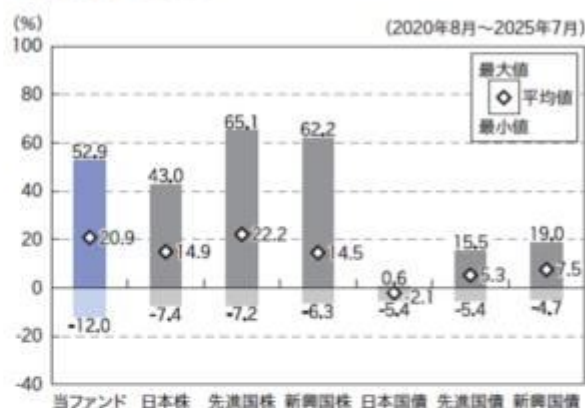


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率がいないため、対象指数の騰落率を表示しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率がいないため、対象指数を用いて算出しています。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)

先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)

新興国債・・・ブルームバーグ新興市場国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

< 訂正前 >

信託報酬

(略)

信託報酬の配分

(略)

(注1) 2024年11月末現在。今後、投資内容等によりこの数値は変動します。

(注2) 実質的な信託報酬率は、マザーファンドを通じて投資する上場投資信託証券における報酬を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の上場投資信託証券の組入状況、運用状況等によって変動します。

支払時期
(略)

<訂正後>

信託報酬
(略)
信託報酬の配分
(略)

- (注1) 2025年7月末現在。今後、投資内容等によりこの数値は変動します。
(注2) 実質的な信託報酬率は、マザーファンドを通じて投資する上場投資信託証券における報酬を加味した実質的な信託報酬の概算値です。この値は目安であり、実際の上場投資信託証券の組入状況、運用状況等によって変動します。

支払時期
(略)

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合

- 1) 収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

- 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

- 2) 益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

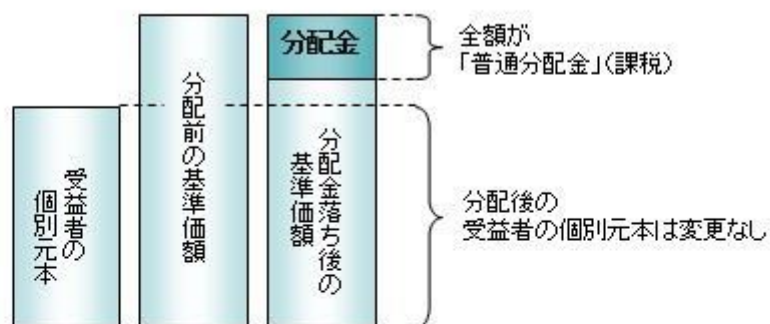
普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

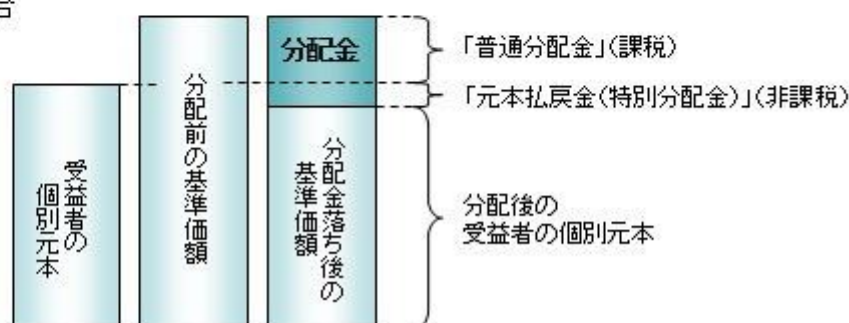
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ）、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年7月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

<更新後>

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間：2025年3月5日～2025年7月15日

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.19%	0.12%	0.07%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンド(当ファンドまたは、マザーファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除きます。))が支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【楽天・高配当株式・米国VYMファンド(四半期決算型)】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,007,791,427	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	148,675	0.01
合計(純資産総額)		2,007,940,102	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	楽天・米国高配当株式インデックス・マザーファンド	790,904,998	2.4972	1,975,049,720	2.5386	2,007,791,427	99.99

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末（2025年 7月15日）	1,930	1,940	1.0305	1.0360
2025年 3月末日	1,001	—	0.9840	—
4月末日	1,266	—	0.9147	—
5月末日	1,532	—	0.9566	—
6月末日	1,759	—	0.9970	—
7月末日	2,007	—	1.0476	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2025年 3月 5日～2025年 7月15日	0.0055

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2025年 3月 5日～2025年 7月15日	3.60

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2025年 3月 5日～2025年 7月15日	2,166,051,937	293,104,115

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

楽天・米国高配当株式インデックス・マザーファンド

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	27,909,834,444	97.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	669,639,097	2.34
合計(純資産総額)		28,579,473,541	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	668,875,051	2.34

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	311,349,900	1.09

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
アメリカ	投資信託受益 証券	Vanguard High Dividend Yield ETF	1,376,854	20,172.13	27,774,080,219	20,270.72	27,909,834,444	97.66

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.66
合計	97.66

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (％)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ商業 取引所	S&P 500 EMIN	買建	14	アメリカ ・ドル	4,417,700	659,960,203	4,477,375	668,875,051	2.34

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (％)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	2,091,000.00	307,404,895	311,349,900	1.09

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

参考情報

運用実績

2025年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	第1期 2025年7月	設定来累計
分配金	55円	55円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。
分配金が支払われない場合もあります。

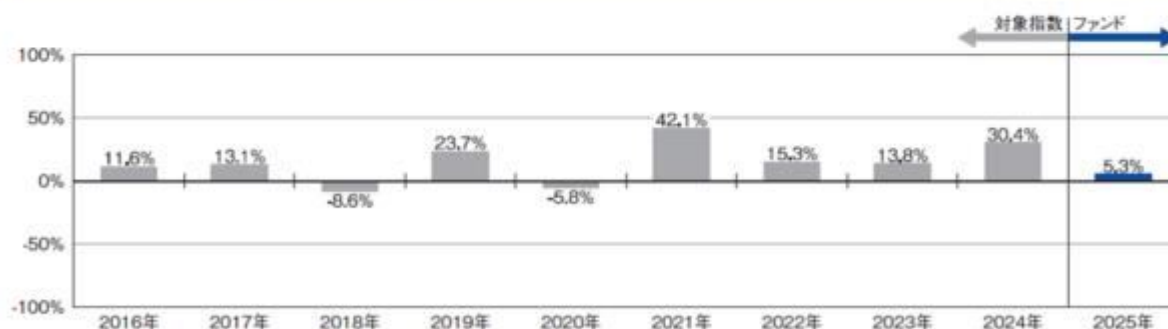
主要な資産の状況

銘柄名	種類	国／地域	通貨	投資比率
バンガード®・米国高配当株式ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	97.7%
短期金融資産、その他				2.3%
合計				100.0%

その他資産の状況	投資比率
株式先物	2.3%

※当ファンドの純資産総額に対し、楽天・米国高配当株式インデックス・マザーファンドを100.0%組入れています。
※国／地域は、各投資信託証券の発行地です。
※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。
※株式先物は、S&P500株価指数先物です。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2024年までは当ファンドの対象指数(FITSEハイティビデンド・イールド・インデックス(円換算ベース))の年間騰落率です。
※2025年は設定日(2025年3月5日)から7月末までの騰落率を表しています。
※対象指数の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期(2025年3月5日から2025年7月15日まで)の財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【楽天・高配当株式・米国VYMファンド（四半期決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 2025年 7月15日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,792,440
親投資信託受益証券	1,940,395,701
未収利息	74
流動資産合計	1,948,188,215
資産合計	1,948,188,215
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	10,301,213
未払解約金	7,110,051
未払受託者報酬	105,666
未払委託者報酬	528,246
流動負債合計	18,045,176
負債合計	18,045,176
純資産の部	
元本等	
元本	1,872,947,822
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	57,195,217
(分配準備積立金)	111,000,603
元本等合計	1,930,143,039
純資産合計	1,930,143,039
負債純資産合計	1,948,188,215

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期 自 2025年 3月 5日 至 2025年 7月15日	
営業収益	
受取利息	12,720
有価証券売買等損益	120,780,701
営業収益合計	120,793,421
営業費用	
受託者報酬	105,666

第1期 自 2025年 3月 5日 至 2025年 7月15日	
委託者報酬	528,246
営業費用合計	633,912
営業利益又は営業損失（ ）	120,159,509
経常利益又は経常損失（ ）	120,159,509
当期純利益又は当期純損失（ ）	120,159,509
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,142,307
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,783,104
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,783,104
剰余金減少額又は欠損金増加額	61,588,490
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,588,490
分配金	10,301,213
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	57,195,217

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 ファンドの計算期間は、期首が設定日であることから、2025年 3月 5日から2025年 7月15日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 2025年 7月15日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,872,947,822口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1.0305円 (10,305円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2025年 3月 5日 至 2025年 7月15日		
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,052,734円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	105,249,082円
収益調整金額	C	4,177,691円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	125,479,507円
当ファンドの期末残存口数	F	1,872,947,822口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	669.94円
10,000口当たり分配金額	H	55円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	10,301,213円

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

	第1期 自 2025年 3月 5日 至 2025年 7月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2025年 7月15日現在
1.貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 2025年 7月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	120,203,070
合計	120,203,070

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2025年 3月 5日 至 2025年 7月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	第1期 自 2025年 3月 5日 至 2025年 7月15日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	557,218,749円
期中追加設定元本額	1,608,833,188円
期中一部解約元本額	293,104,115円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	楽天・米国高配当株式インデックス・マザーファンド	777,059,670	1,940,395,701	
合 計		777,059,670	1,940,395,701	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

楽天・米国高配当株式インデックス・マザーファンド

貸借対照表

(単位 : 円)

2025年 7月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	103,795,606
コール・ローン	317,760,678
投資信託受益証券	27,464,044,294
派生商品評価勘定	32,282,310
未収入金	3,240,304
未収利息	3,047
差入委託証拠金	224,263,490
流動資産合計	28,145,389,729
資産合計	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,446
前受金	28,730,505
未払金	17,949,652
流動負債合計	46,681,603
負債合計	
負債合計	
純資産の部	
元本等	
元本	11,252,394,869
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	16,846,313,257
元本等合計	28,098,708,126
純資産合計	
純資産合計	
負債純資産合計	
負債純資産合計	

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券

	移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年 7月15日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	11,252,394,869口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 2.4971円 (10,000口当たり純資産額) (24,971円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

	自 2025年 3月 5日 至 2025年 7月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券及びデリバティブのほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には為替変動リスクなどがあります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。

	自 2025年 3月 5日 至 2025年 7月15日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年 7月15日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年 7月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,300,368,688
合計	2,300,368,688

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2025年 7月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	623,719,608	-	652,450,113	28,730,505
合計		623,719,608	-	652,450,113	28,730,505

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

(2025年 7月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	346,396,731	-	349,947,090	3,550,359
	アメリカ・ドル	346,396,731	-	349,947,090	3,550,359

合計	346,396,731	-	349,947,090	3,550,359
----	-------------	---	-------------	-----------

(注)時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年 3月 5日 至 2025年 7月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2025年 3月 5日 至 2025年 7月15日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年 3月 5日
期首元本額	9,803,024,592円
期中追加設定元本額	1,614,305,036円
期中一部解約元本額	164,934,759円
元本の内訳	
楽天・米国高配当株式インデックス・ファンド	10,475,335,199円
楽天・高配当株式・米国VYMファンド（四半期決算型）	777,059,670円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	アメリカ・ドル	Vanguard High Dividend Yield ETF	1,377,054	185,957,372.16	
	アメリカ・ドル 小計		1,377,054	185,957,372.16 (27,464,044,294)	
合計			1,377,054	27,464,044,294 (27,464,044,294)	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 7月31日現在です。

【楽天・高配当株式・米国VYMファンド（四半期決算型）】

【純資産額計算書】

資産総額	2,022,218,473円
負債総額	14,278,371円
純資産総額（ - ）	2,007,940,102円
発行済口数	1,916,768,834口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0476円

（参考）

楽天・米国高配当株式インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	28,632,062,599円
負債総額	52,589,058円
純資産総額（ - ）	28,579,473,541円
発行済口数	11,257,980,265口
1口当たり純資産額（ / ）	2.5386円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額（2025年7月末現在）

資本金の額	: 150百万円
発行可能株式総数	: 30,000株
発行済株式総数	: 13,000株
過去5年間における主な資本金の増減	: 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2025年7月末現在）

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

(3) 投資運用の意思決定プロセス（2025年7月末現在）

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2025年7月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	103	4,715,813
単位型株式投資信託	4	7,445
合計	107	4,723,258

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

- 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (2023年12月31日現在)	当事業年度 (2024年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		1,819,543	2,583,332
金銭の信託		800,000	800,000
前払費用		48,271	52,329
未収入金		-	817
未収委託者報酬		1,132,948	1,827,748
未収運用受託報酬		12,649	15,752
未収収益		-	2,635
立替金		130,484	168,301
未収還付法人税等		6,458	3,089
その他		10,378	30,421
流動資産計		3,960,734	5,484,430
固定資産			
有形固定資産	1	68,147	55,233
器具備品（純額）		65,890	53,728
リース資産（純額）		2,257	1,504
無形固定資産		21,126	16,227
ソフトウェア		21,126	16,227
投資その他の資産		634,965	780,542
投資有価証券		532,737	685,412
長期前払費用		938	574
繰延税金資産		101,288	94,555
固定資産計		724,239	852,002
資産合計		4,684,974	6,336,433
負債の部			
流動負債			
預り金		11,419	17,434
未払金		189,064	335,807
未払費用		720,667	1,148,451
未払消費税等		67,464	99,128
未払法人税等		42,615	85,862
賞与引当金		88,276	61,782
役員賞与引当金		10,750	7,770
リース債務		827	827
流動負債計		1,131,085	1,757,064
固定負債			
賞与引当金		-	76,933
役員賞与引当金		-	5,160
退職給付引当金		112,301	138,389
執行役員退職慰労引当金		29,588	64,176
リース債務		1,655	827
固定負債計		143,544	285,487
負債合計		1,274,630	2,042,551
純資産の部			
株主資本			
資本金		150,000	150,000
資本剰余金			
資本準備金		400,000	400,000
その他資本剰余金		229,716	229,716
資本剰余金合計		629,716	629,716
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		2,596,129	3,418,967
利益剰余金合計		2,596,129	3,418,967
株主資本合計		3,375,846	4,198,683
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		34,497	95,197
評価・換算差額合計		34,497	95,197
純資産合計		3,410,343	4,293,881

負債・純資産合計	4,684,974	6,336,433
----------	-----------	-----------

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年1月1日 至2023年12月31日）	当事業年度 （自2024年1月1日 至2024年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	3,327,980	4,972,782
運用受託報酬	137,412	139,397
その他営業収益	-	3,743
営業収益計	3,465,392	5,115,923
営業費用		
支払手数料	1,408,681	2,234,160
委託費	129,598	118,131
広告宣伝費	5,897	12,600
通信費	116,133	140,303
協会費	6,090	8,956
諸会費	217	252
その他営業諸経費	80,890	189,304
営業費用計	1,747,509	2,703,707
一般管理費	1・2	1・2
営業利益	659,974	1,199,165
営業外収益		
受取利息	12	216
有価証券利息	388	2,590
投資有価証券売却益	32,169	18,788
投資有価証券償還益	-	2,054
為替差益	-	879
その他	53	488
営業外収益計	32,624	25,018
営業外費用		
事務所移転費用	-	678
為替差損	2	-
その他	81	391
営業外費用計	84	1,069
経常利益	692,514	1,223,114
特別利益		
その他の特別利益	12,959	-
特別利益計	12,959	-
特別損失		
固定資産除却損	298	2,922
特別損失計	298	2,922
税引前当期純利益	705,176	1,220,192
法人税、住民税及び事業税	234,828	417,411
法人税等調整額	14,456	20,055
法人税等合計	220,371	397,355
当期純利益	484,804	822,837

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					

当期首残高	2,111,325	2,111,325	2,891,041	4,061	4,061	2,886,979
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	484,804	484,804	484,804			484,804
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				38,559	38,559	38,559
当期変動額合計	484,804	484,804	484,804	38,559	38,559	523,363
当期末残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	822,837	822,837	822,837			822,837
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				60,700	60,700	60,700
当期変動額合計	822,837	822,837	822,837	60,700	60,700	883,538
当期末残高	3,418,967	3,418,967	4,198,683	95,197	95,197	4,293,881

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

器具備品 4～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（4）長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

(単位：千円)		
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	56,207	73,566

(損益計算書関係)

1. 役員報酬の範囲

(単位：千円)		
	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
取締役 年額	200,000	200,000
監査役 年額	30,000	30,000

2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
人件費	557,294	652,313
減価償却費	46,516	42,118
賞与引当金繰入額	88,276	98,076
役員賞与引当金繰入額	10,750	9,444
退職給付費用	26,442	25,644
執行役員退職慰労引当金繰入額	19,868	34,588
経営指導料	24,118	24,000

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

<借主側>

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備（工具、器具及び備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
1年内	2,400	-
1年超	-	-
合 計	2,400	-

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。
当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたしております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

	(単位：千円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	532,737	532,737	-
資産計	532,737	532,737	-

(注) 金融商品の時価算定の方法

(1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位：千円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,819,543			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,132,948			
(4) 未収運用受託報酬	12,649			
資産計	3,765,142	-	-	-

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

	(単位：千円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	685,412	685,412	-
資産計	685,412	685,412	-

(注) 金融商品の時価算定の方法

(1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	2,583,332			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,827,748			
(4) 未収運用受託報酬	15,752			
(5) 未収収益	2,635			
資産計	5,229,470	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 其他有価証券	-	532,737	-	532,737
資産計	-	532,737	-	532,737

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 其他有価証券	-	685,412	-	685,412
資産計	-	685,412	-	685,412

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

１．その他有価証券

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	292,656	232,015	60,641
小計	292,656	232,015	60,641
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	240,081	251,000	10,918
小計	240,081	251,000	10,918
合計	532,737	483,015	49,722

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	571,328	425,200	146,128
小計	571,328	425,200	146,128
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	114,083	123,000	8,916
小計	114,083	123,000	8,916
合計	685,412	548,200	137,212

２．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	555,169	35,417	3,247
合計	555,169	35,417	3,247

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	425,244	21,198	2,409
合計	425,244	21,198	2,409

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年1月1日 至2023年12月31日）	当事業年度 （自2024年1月1日 至2024年12月31日）
退職給付債務の期首残高	103,170	128,333
勤務費用	21,549	19,593

利息費用	1,134	1,796
数理計算上の差異の発生額	4,794	5,921
退職給付の支払額	2,317	-
過去勤務費用の発生額	-	-
転籍にともなう増減額	-	-
退職給付債務の期末残高	128,333	155,645

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年1月1日 至2023年12月31日）	当事業年度 （自2024年1月1日 至2024年12月31日）
非積立制度の退職給付債務	128,333	155,645
未積立退職給付債務	128,333	155,645
未認識数理計算上の差異	16,031	17,255
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,301	138,389
退職給付引当金	112,301	138,389
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,301	138,389

（３）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年1月1日 至2023年12月31日）	当事業年度 （自2024年1月1日 至2024年12月31日）
勤務費用	21,549	19,593
利息費用	1,134	1,796
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	3,757	4,697
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	26,442	26,087

（４）数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自2023年1月1日 至2023年12月31日）	当事業年度 （自2024年1月1日 至2024年12月31日）
割引率	1.4%	1.7%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	2.5%	2.7%

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
繰延税金資産		
未払費用	15,395	13,353
未払事業所税	391	492
未払事業税	9,346	16,387
賞与引当金	27,030	42,474
退職給付引当金	34,386	42,374
執行役員退職慰労引当金	9,059	19,650
減価償却超過額	2,860	2,799
繰延資産	1,310	737
その他	17,188	18,406
繰延税金資産小計	116,970	156,676
評価性引当金	456	20,107
繰延税金資産合計	116,513	136,569
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	15,225	42,014
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	101,288	94,555

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.62%	0.32%
住民税均等割等	0.08%	0.06%
評価性引当金の増減額	0.00%	1.59%
その他	0.08%	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.25%	32.56%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
委託者報酬	3,324,618	4,932,615
運用受託報酬	137,412	139,397
成功報酬(注)	3,361	40,167
その他営業収益	-	3,743
合計	3,465,392	5,115,923

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)及び当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合 計
外部顧客への営業収益	3,327,980	137,412	-	3,465,392

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた

め、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

- 3 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合 計
外部顧客への営業収益	4,972,782	139,397	3,743	5,115,923

- 2 地域ごとの情報
(1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。
(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

- 3 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 . 関連当事者との取引
財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	446,769 (2023年12月31日現在)	ECコマースサービス業	被所有間接100.0%	-	経営管理	グループ通算制度に伴う通算税効果額	189,064	未払金	189,064

(注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	452,646 (2024年12月31日現在)	ECコマースサービス業	被所有間接100.0%	-	経営管理	グループ通算制度に伴う通算税効果額の支払	189,270	未払金	335,807

(注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	19,495 (2023年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 3人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	1,118,719	未払費用	474,617
								運用受託報酬	137,412	未収運用受託報酬	12,649

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	19,495 (2024年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 3人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	1,876,111	未払費用	805,080
								運用受託報酬	136,471	未収運用受託報酬	12,826
								その他営業収益	3,743	未収収益	2,635

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬、その他営業収益については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天グループ株式会社（東京証券取引所に上場）
楽天証券ホールディングス株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	262,334円11銭	330,298円57銭
1株当たり当期純利益金額	37,292円63銭	63,295円20銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	484,804	822,837
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	484,804	822,837
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間
（2025年6月30日）

資産の部

流動資産

現金・預金		3,473,350
金銭の信託		200,000
前払費用		48,269
未収入金		835
未収委託者報酬		1,929,753
未収運用受託報酬		13,960
未収収益		3,585
立替金		193,910
その他		28,189
流動資産計		5,891,853

固定資産

有形固定資産	1	74,006
器具備品		72,877
リース資産		1,128
無形固定資産		13,103
ソフトウェア		13,103
投資その他の資産		747,642
投資有価証券		659,895
長期前払費用		388
繰延税金資産		84,542
その他		2,816

固定資産計		834,752
-------	--	---------

資産合計		6,726,605
------	--	-----------

（単位：千円）

当中間会計期間
（2025年6月30日）

負債の部

流動負債

預り金		39,706
未払費用		1,285,856
未払消費税等		50,737
未払法人税等		219,549
賞与引当金		54,520
役員賞与引当金		3,353
リース債務		827
流動負債計		1,654,552

固定負債

賞与引当金		85,773
役員賞与引当金		5,024
退職給付引当金		134,176
執行役員退職慰労引当金		69,526
リース債務		413
固定負債計		294,914

負債合計		1,949,467
------	--	-----------

純資産の部

株主資本

資本金		150,000
資本剰余金		
資本準備金		400,000

その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,892,856
利益剰余金合計	3,892,856
株主資本合計	4,672,572
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	104,566
評価・換算差額合計	104,566
純資産合計	4,777,138
負債・純資産合計	6,726,605

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,867,945
運用受託報酬	69,437
その他営業収益	6,565
営業収益計	2,943,948
営業費用	
支払手数料	1,315,663
委託費	80,086
広告宣伝費	11,374
通信費	81,905
協会費	5,380
諸会費	288
その他営業諸経費	146,398
営業費用計	1,641,096
一般管理費	1 624,696
営業利益	678,155
営業外収益	
受取利息	1,297
有価証券利息	1,057
投資有価証券売却益	3,559
投資有価証券償還益	48
その他	317
営業外収益計	6,280
営業外費用	
為替差損	192
その他	47
営業費用計	239
経常利益	684,196
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失計	0
税引前中間純利益	684,196
法人税、住民税及び事業税	206,410
法人税等調整額	3,897
中間純利益	473,888

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越 利益剰余金					
当期首残高	3,418,967	3,418,967	4,198,683	95,197	95,197	4,293,881
当中間期変動額						
剰余金の配当						
中間純利益	473,888	473,888	473,888			473,888
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				9,368	9,368	9,368
当中間期変動額合計	473,888	473,888	473,888	9,368	9,368	483,256
当中間期末残高	3,892,856	3,892,856	4,672,572	104,566	104,566	4,777,138

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

① 有価証券
 ② 有価証券

③ 市場価格のない株式等以外のもの
 ④ 市場価格のない株式等以外のもの

⑤ 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

① 時価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

① 定額法によっております。

② なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

③ 器具備品 4年～20年

④ また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）無形固定資産

① 定額法によっております。

② なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

① リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（4）長期前払費用

① 定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

① 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

① 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

① 役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額のうち、当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(会計方針の変更)

1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

		(単位：千円)
		当中間会計期間(2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額		82,867

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

		(単位：千円)
		当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
有形固定資産		13,361
無形固定資産		3,124
合 計		16,485

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

<借主側>

1．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備（工具、器具及び備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1．金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	659,895	659,895	-
資産計	659,895	659,895	-

（注）金融商品の時価算定の方法

(1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	3,473,350			
(2) 金銭の信託	200,000			
(3) 未収委託者報酬	1,929,753			
(4) 未収運用受託報酬	13,960			
(5) 未収収益	3,585			
資産計	5,620,648	-	-	-

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	-	659,895	-	659,895
資産計	-	659,895	-	659,895

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

区分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	542,455	387,200	155,255
小 計	542,455	387,200	155,255
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	117,440	120,000	2,560
小 計	117,440	120,000	2,560
合 計	659,895	507,200	152,695

２．売却したその他有価証券

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	1,557,598	5,897	2,338
合計	1,557,598	5,897	2,338

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	2,864,240
運用受託報酬	69,437
成功報酬（注）	3,704
その他営業収益	6,565
合計	2,943,948

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合 計
外部顧客への営業収益	2,867,945	69,437	6,565	2,943,948

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
1株当たり純資産額	367,472円18銭
1株当たり中間純利益金額	36,452円97銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額(千円)	473,888
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	473,888
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年9月22日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 市川 克也

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天・高配当株式・米国VYMファンド（四半期決算型）の2025年3月5日から2025年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天・高配当株式・米国VYMファンド（四半期決算型）の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、楽天投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年2月21日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 市川 克也

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年8月15日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 市川 克也

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。